



(平成30年)

2018 Vol.3

水土里ネット五條吉野

だより



●発行/〒637-0035 五條市靈安寺町 2205-1 五條吉野土地改良区 TEL:0147-22-0007

FAX:0147-22-9033

[e-mail] gy-tochi@khaki.plala.or.jp

<http://gojyo-tochi.info>

平成30年5月28日発行

五條市キャラクター カッキー

○ 仲山 理事長 挨拶 ○



初夏の候、組合員の皆様にはますますご清栄のこと
お慶び申し上げます。平素は五條吉野土地改良区の
運営に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上
げます。また、昨年の10月に襲来した台風21号
により農地造成畑を中心として、今までにない甚大な
被害を受け、現在その復旧に向けて関係機関のご指導
を頂きながら努力しているところでございます。

さて、五條吉野地区では農作物の品質及び収量の安定と規模拡大による生産性の向上、農業経営の安定を図ることを目的に、農地造成事業が実施され、造成された基幹的な農業用水利施設は地域農業の発展に大きく寄与してまいりました。しかしながら、それらの施設のうち主要水資源である一の木ダム水管理施設では設置後20年以上が経過し耐用年数を超過しており、故障や修理費用が増加傾向にあり近年ではダムのコンピューターが停止する事態が発生し、その機器を修理するための部品の調達も困難な状況にあります。また圃場に配水するための揚水機場（ポンプ場）の電気系設備も耐用年数が近づいております。このため施設の維持管理に多大な費用と労力を要し、ダムの安全管理と農業用水の安定供給にも支障を来しております。このような中、当土地改良区では本年3月に開催いたしました第44回通常総代会におきまして総代各位の温かいご理解を頂き、一の木ダム水管理施設及び揚水機場等の改修に向けて方向性を示唆頂き、関係機関に「国営施設応急対策事業」の実施要望を行っております。また、奈良県におきましても「県営畑地帯総合整備事業湯塩地区」をモデル地区に指定し、既成樹園地へのかんがい施設整備を行ない、さらなる生産性の向上と労力軽減、担い手への集積を図る事業の実施を予定しております。組合員の皆様のご理解とより一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

ごじょうよしの

○ 平成28年度事業報告について ○

1. 事務の経過報告

- ①理事会は平成28年4月22日開催の第1回理事会から平成29年3月16日開催の第7回理事会の計7回開催しました。
- ②監事会及び監査は平成28年9月1日に第1回監事会と財務監査を行い、平成29年3月31日に第2回監事会と業務監査を行いました。
- ③平成28年度通常総代会は3月23日に開催され、議案全て原案のとおり議決されました。

2. 事業の状況

- ①28年度のかん水は6月1日から9月15日までの106日間行われました。
- ②国営造成施設の管理については、改良区職員による直営と委託による点検整備を行い揚水の円滑な送水に努めました。
- ③パイプラインの漏水や水兼道路の補修については、多面的機能支払交付金を活用し対応することが出来ました。

○ 平成29年度通常総代会 ○

平成30年3月6日に五條市市民会館3階会議室にて、第44回五條吉野土地改良区通常総代会が開催されました。現総代総数43名中29名の出席を得て、議長に千切重敏総代を選出し議事に入り慎重審議の上、下記提出議案全て原案のとおり議決されました。



◆◆◆ 提出議案 ◆◆◆

総選第1号/五條吉野土地改良区役員選任議定について

総報第1号/平成29年度五條吉野土地改良区一般会計補正予算(第1号)専決処分の報告について

総報第2号/平成29年度五條吉野土地改良区財政調整基金積立金特別会計補正予算(第1号)専決処分の報告について

総認第1号/平成28年度五條吉野土地改良区事業報告の承認について

総認第2号/平成28年度五條吉野土地改良区一般会計収入支出決算の承認について

総認第3号/平成28年度五條吉野土地改良区退職給与積立金特別会計収入支出決算の承認について

総認第4号/平成28年度五條吉野土地改良区財政調整基金積立金特別会計収入支出決算の承認について

総認第5号/平成28年度五條吉野土地改良区国営土地改良事業費地元負担金積立金特別会計収入支出決算の承認について

総認第6号/平成28年度五條吉野土地改良区財産目録の承認について

総議第1号/平成29年度五條吉野土地改良区事業計画議定について

総議第2号/平成29年度五條吉野土地改良区一般会計予算議定について

総議第3号/平成29年度五條吉野土地改良区退職給与積立金特別会計予算議定について

総議第4号/平成29年度五條吉野土地改良区財政調整基金積立金特別会計予算議定について

総議第5号/平成29年度五條吉野土地改良区国営土地改良事業費地元負担金積立金特別会計予算議定について

総議第6号/平成29年度五條吉野土地改良区賦課金賦課額等議定について

総議第7号/平成29年度五條吉野土地改良区歳計現金預け入れ金融機関議定について

総議第8号/平成29年度五條吉野土地改良区一時借入金の限度額等議定について

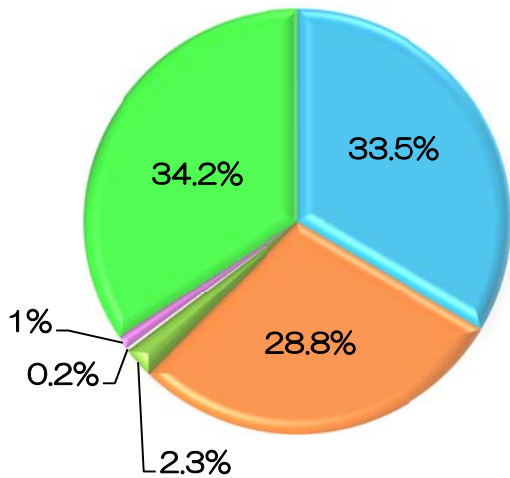
総議第9号/五條吉野土地改良区事務局規程の一部改正について

総議第10号/五條吉野地区国営施設緊急対策事業の実施要望について

総議第11号/県営畑地帯総合整備事業(湯塩地区)の推進について

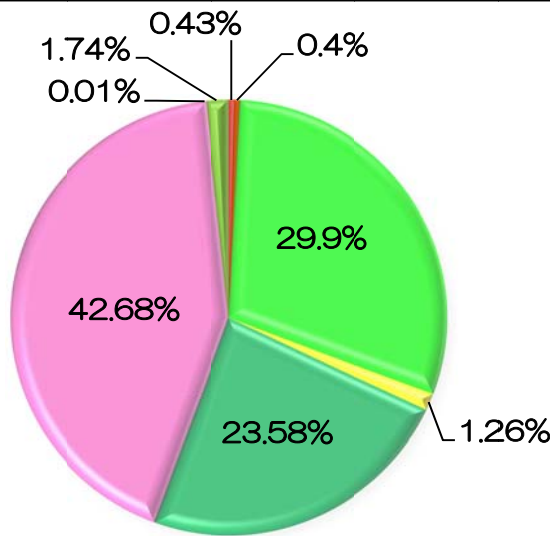
○ 平成28年度一般会計決算について ○

◆ 一般会計収入内訳 収入総額 137,071,768円 ◆



■ 組合費賦課金	45,934,070円
■ 負担金補助及び交付金	39,456,693円
■ 委託金	3,120,000円
■ 使用料及び賃借料	226,800円
■ 諸収入	1,433,738円
■ 繰越金	46,900,467円

◆ 一般会計支出内訳 支出総額 93,652,836円 ◆



■ 総代会費	402,325円
■ 役委員会費	378,123円
■ 一般管理費	27,998,454円
■ 財産管理費	1,175,930円
■ 農道等施設管理費	22,080,743円
■ かんがい施設管理費	39,974,883円
■ ダム周辺管理費	10,378円
■ 繰出金	1,632,000円

○ 平成28年度組合費賦課金納入状況 ○

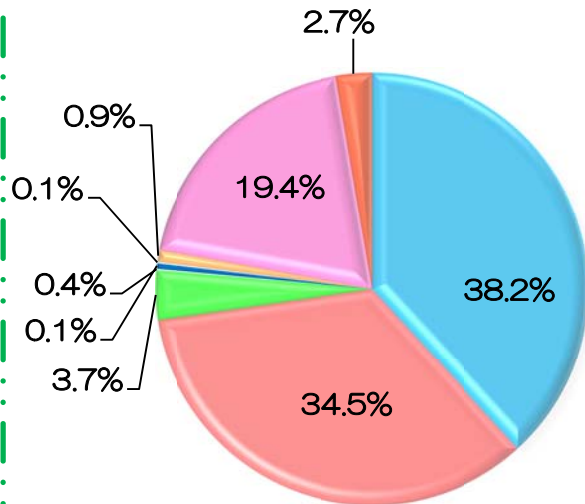
賦課調定額	46,097,280円
収入済額	45,934,070円
徴収未済額	163,210円
納入歩合	99.64%



五條市キャラクター ゴーちゃん

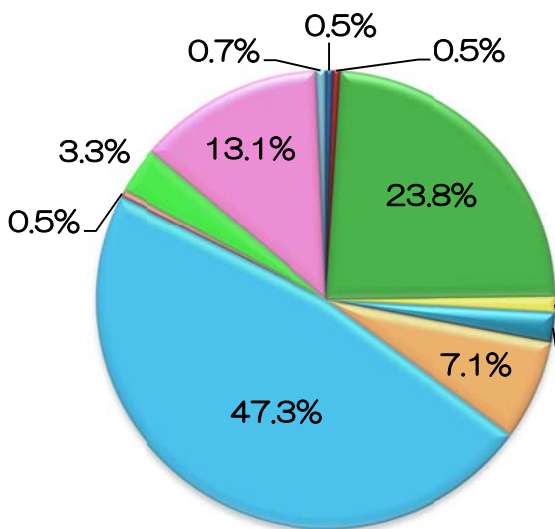
○ 平成30年度一般会計予算について ○

◆ 一般会計収入内訳 収入総額 120,555,000円 ◆



■ 組合費賦課金	46,115,000円
■ 負担金補助及び交付金	41,555,000円
■ 委託金	4,500,000円
■ 財産収入	1,000円
■ 使用料及び手数料	559,000円
■ 寄付金	1,000円
■ 諸収入	1,075,000円
■ 繰入金	23,448,000円
■ 繰越金	3,301,000円

◆ 一般会計支出内訳 支出総額 120,555,000円 ◆



■ 総代会費	615,000円
■ 役員会費	647,000円
■ 一般管理費	28,681,000円
■ 財産管理費	1,359,000円
■ 総代選挙費	2,521,000円
■ 農道等施設管理費	8,564,000円
■ かんがい施設管理費	57,065,000円
■ ダム周辺整理費	565,000円
■ 受託業務費	3,933,000円
■ 繰出金	15,805,000円
■ 予備費	800,000円

○ 平成30年度特別会計収入支出予算について ○

	収入 予算	支出 予算
退職給与積立金	12,584,000円	12,584,000円
財政調整基金積立金	231,300,000円	231,300,000円
国営土地改良事業費地元負担金積立金	3,450,000円	3,450,000円

○ 平成30年度組合費賦課金賦課額等について ○

1 経常賦課金

①賦課基準（造成畑）

会計区分	科目	賦課基準				期別納付率	
		整備水準別 (かん水方法)	割	賦課区分 造成畑	10a当り /円	第1期	第2期
一般会計	賦課金	組合費 (ハウス水準)	地積割	畑面	14,700	1/2	1/2
		組合費 (スプリンクラー)			11,500		
		組合費 (給水栓)			8,300		
		組合費			4,500		

※ 賦課額は 10 円未満を切り捨てる。

② 賦課期日 4月1日

③ 納付及び期間 年2回 第1期 平成30年 6月 1日から
平成30年 6月30日限り
第2期 平成30年12月 1日から
平成30年12月25日限り

④ 徴収方法 座振替及び普通徴収

⑤ 既成畑（1, 137ha）の賦課については、取水設備が整備されるまでの間は、経常賦課金の徴収は行わない。

⑥ 台風21号災害に伴う激甚指定災害査定実施済みの耕作不能樹園地への賦課について、災害復旧工事が完了するまでの間は被災面積の確定を行い経常賦課金の減免を行う。

口座振替への変更をご希望の方は、土地改良区事務所までお問合せください。

なお、徴収方法の変更につきましては、上記納付及び期間開始日の1か月前までにお申し込みいただけますよう、合わせてお願いいたします。

○ 平成30年度かん水計画について ○

下市町キャラクター こんたくん

平成30年度かん水計画は以下の通りです。

ローテーションを守り、他の組合員さんに迷惑がかからないようにしてください。

※水圧の関係上、水が出ないといった原因になりますので厳守してください

ローテーションブロック表が必要な方は、改良区事務所までご連絡ください。



かん水期間…6月1日～9月15日まで

○ 維持管理作業日程表の送付について ○

平成30年度維持管理作業の日程表の送付は6月上旬を予定しています。

ご家族様または、代理人の方でも結構ですので、ご参加いただけますようお願いします。

また、やむを得ず事前に作業をされる方は、各維持管理組合の役員様と土地改良区事務所の双方へ必ず報告してください。

○ 水兼道路の利用について ○

①.剪定について

柿の枝が覆いかぶさっていて通行の妨げになるという苦情が全団地から出ています。

道路に出ている枝は、必ず剪定していただくようお願いします。

合わせて、突っ張り棒も通行の妨げにならないよう設置していただくようお願いします。

②.水兼道路及び圃場内の水路の清掃協力について

ご自身の畑付近の水兼道路及び側溝の清掃のご協力をお願いします。

葉が散乱し小枝が詰まり、側溝としての機能を果たしていない箇所が見受けられます。

夏季にはヌメリ、冬季では路面凍結など、通行の妨げとなることも多く、特に落葉後は詰まり易くなりますので、維持管理をお願いします。

あわせて、圃場内の水路についても維持管理をお願いします。

③.水兼道路への車の駐車について

作業中やむを得ず、水兼道路へ駐車される場合は他の車の通行の妨げにならないよう駐車していただきますようお願いします。緊急車両が通行する場合があります。

○ 電気柵の安全管理について ○

- ①. 家庭用電源（AC100V等）を直接、柵線に通電することは、感電や火災など重大事故の危険性があり、法令にも違反しています。絶対に行わないようお願いします。
- ②. 設置する電気柵には、危険を知らせる表示をすることが義務付けられています。電気柵に触れないよう「危険表示板」の設置をしてください。
- ③. 害獣に対する効果を継続させるためだけでなく、安全に使用するためにも、設置した電気柵を適切に維持管理してください。

○ 鳥獣被害防止用（爆音機）の使用について ○

爆音機の使用について、警察署から以下の指導がありましたので、厳守していただきますようお願いいたします。

- 1 鳥獣対策のための爆音機については、代替技術を使用し、その使用を見合わせる。
- 2 やむを得ず使用する場合は、住民への騒音による迷惑を十分考慮し、以下の点に注意する。
 - (1) 最小限必要とする期間に使用する。
 - (2) 使用時間は午前6時以降日没までとし、夜間は使用しないでください。特に、午前6時以前の使用を控えてください。
 - (3) できる限り、爆音機の間隔をあけて設定し、発生音量及び設置台数は必要最小限にしてください。
 - (4) カラスなどの擬音発声器も爆音機と同様に取扱い、地域住民へ騒音による迷惑をかけないようにしてください。
 - (5) 通行の支障となる可能性がありますので、水兼道路の際への設置を控えるようにしてください。

○ 造成団地の流動化（売買・賃貸借・経営移譲）について ○

改良区事務所へ『土地が欲しい』『土地を借りたい』という希望が多く寄せられています。現在の状況として、売りたい貸したいという方よりも購入または賃貸借希望の方が圧倒的に多いのが現状です。

今後耕作が難しい、手離したい等お考えの方は、売り希望・買い希望等の名簿も作成していますので、土地改良区事務所までご相談ください。

あわせて、売買や賃貸借、経営移譲等で土地の耕作者が代わった際は、土地改良法第43条第1項の規定により届出が必要ですので、必ず通知していただけますようお願いいたします。

その他お問合せ・故障なども以下までご連絡下さい。

☆終日（土日祝・時間外含む）

五條吉野土地改良区事務所 TEL 0747-22-0007

緊急災害時、改良区2階会議室及び事務所を開放いたします。

緊急米、飲料水も備蓄しております。





みどり
水土里ネット

柿のふるさと